

4 ページ
発信！

奄美

シマの
自然と文化を

世界へ！

発行：環境省奄美自然保護官事務所

NEWS

このニュースレターでは、奄美群島にお住まいのみなさんに、国立公園の保護管理や世界自然遺産登録に向けた取組状況などをお知らせします。ぜひお読みいただき、奄美のことを一緒に考えてていきましょう！

LETTER

秋名・幾里の環境文化を知る・見つけるシンポジウム

開催報告

環

平成 30 年 1 月 28 日に龍郷町秋名コミュニティセンターで奄美群島の豊かな自然環境を未来に引き継いでいくため、「環境文化」をテーマにしたシンポジウムが開催されました。

環境文化とは、人と自然の関わりを示す文化のことです。平成 29 年 3 月 7 日、国立公園に指定された奄美群島は、動物や植物が織りなす豊かな生態系に加えて、多様な地形からなる景観、そしてヒトと自然との関わりを示す生活文化（例えばタナガ獲り、浜下り、八月踊り、豊年祭、サンゴの石垣、黒糖焼酎など）が今も多く残されていることが特徴的です。このようなことを反映して、国立公園区域内には自然地域だけでなく、秋名・幾里地区をはじめとした 17 の集落地域を含んでいることも注目すべき点と言えるでしょう。

当日は、秋名・幾里地区の皆さんが長年にわたり大事にされてきた稲作文化とともにある暮らしにスポットを当てて、屋久島や島内他地域での取組紹介、集落の方々から地元で行われてきた活動の紹介、意見交換、さらには参加者による集落散策が行われました。また、会の最後には「秋名・幾里地域の未来に向けた宣言」が取りまとめられ、参加者全員の承認を得て宣言されました。

島独自の文化を大切にしていくこと、「環境文化」を守っていくことが奄美の自然を守り、地域振興にも繋がる鍵になると考えています。過去から現在までこれだけたくさんの人々が住む島において、島の自然を守ってきたのは、まぎれもなく島に住む地域の皆さんです。今回、秋名・幾里集落の自然や文化に触れ、そのヒントが見えてきたように感じるイベントでした。



1 あがあ！

段差でまんげて

はぎ 捻挫したがなあ

(足) 転んで

はぎ まんげた拍子に

ばつくらしいう

(失敗したく)

財布までなくしてんがあ！

はげえ

はぎやまし、

金なくし。

ついとらんやあ・

はぎを痛めこ

まんげた拍子に

はぎやまし、

金なくし。

◎よく見る看板は、なんのため？

島の中で様々な看板や目印を見たことがある方もいらっしゃると思いますが、今回は、それぞれの看板などが設置されている理由について紹介させていただきます。

1 「国立公園のエリアをお知らせするための標識」です。
奄美群島国立公園の中でも利用の中心となる箇所や各地域において国立公園の入口にあたる箇所などに設置しています。



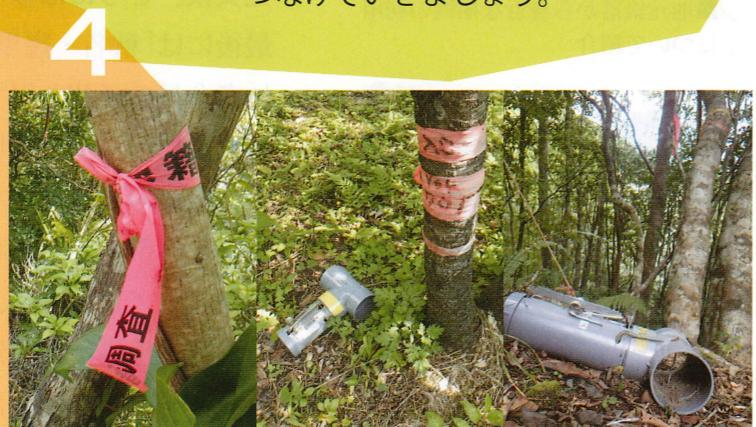
2 「アマミノクロウサギの交通事故が多く発生している場所に設置している看板、路面表示」です。

アマミノクロウサギなどの野生動物は私たちの生活道路にも出てきます。交通事故防止と皆様の安全のため、特に夜間（夕方から明け方頃まで）はゆっくり安全運転をお願いします。



3 「昆虫など、希少な動植物を守るために国立公園の区域や規制内容をお知らせする看板」です。
奄美群島の希少な動植物を守るため、奄美大島、請島及び徳之島の合計14箇所において、新たに周知看板を設置しました。

全て国立公園内に設置し、国立公園の区域をお知らせすることも兼ねています。来訪者や島民の皆さんに動植物保護の法律・条例の規制内容（禁止事項）や国立公園内でのルールなどを理解していただき、貴重な自然環境の保全につなげていきましょう。



「奄美にすんでいる希少な動物を食べてしまう外来生物であるマンガースを捕獲するための作業道の目印として付けているリボン」です。
また、同色のリボンの中には「地籍調査の目印として付けているリボン」もあります。
いずれも大切な目的を達成するために必要な目印となりますので、皆様のご理解をお願いいたします。

**祝
國立公園一周年！**



Q.1 国立公園の区域内に昆虫を捕獲するためと思われるハンガー式のトラップ（ワナ）を見つけました。どうすればよいでしょうか？

A ⇒ 国立公園の特別保護地区及び特別地域に指定されている区域内においては、許可なく昆虫トラップを設置することはできません。もし昆虫トラップと思われる設置物を見かけましたら、お近くの役場や奄美野生生物保護センター、鹿児島県大島支庁、警察署などにお知らせください。

◎国立公園

ギモンあるある？

Q.2 湯湾岳周辺を車で走っていたところ、スコップと袋を持った不審な人（車）を見かけました。どうすればよいでしょうか？

A ⇒ 湯湾岳周辺は国立公園の特別保護地区に指定されており、動植物の捕獲や採取、木竹の伐採など、各種行為が厳しく規制されています。もし不審な方を見かけましたら、お近くの役場や奄美野生生物保護センター、鹿児島県大島支庁、警察署などにお知らせください。

Q.3 海で魚や貝を捕れないのでしょうか？

A ⇒ 国立公園として指定されているほとんどの海のエリアでは、国立公園としての採取規制はありません。奄美市、瀬戸内町、与論町の一部のエリアが海域公園地区に指定されており、そのエリア内では指定されている魚類やサンゴ類等の採取が禁止されています。

平成29年3月に奄美群島国立公園が指定されてから、早くも1年が経ちました。

地域の皆さんと一緒に国立公園を守っていくため、国立公園づくりの計画を作る取組を始めています。今年2月～3月にかけて、奄美大島・徳之島の8市町村において、国立公園の望ましい姿や将来の目標と一緒に考えるべく、意見交換会（ワークショップ）を開催しました。今後も皆さんのご意見を伺うこのような機会を継続して設けていきたいと思います。

■伊仙町でのワークショップの様子

Q.4 山でイノシシ猟はこれまでどおりできるのでしょうか？

A ⇒ 特別地域ではこれまでどおり猟はできますが、特別保護地区内では規制対象となります。ただし、特別地域内でも箱ワナや銃座（射撃のために銃を据えておく台）の設置には許可が必要になりますのでご注意ください。

Q.5 川でタナガ、カニ、ウナギ等魚介類は捕れないのでしょうか？

A ⇒ 国立公園内の河川で魚介類を捕ることは規制されません。ただし、各市町村または県の条例で指定されている魚や貝、カニは規制対象となりますのでご注意ください（ルリボウズハゼ、ヤエヤマヒルギシジミ、ヤエヤマシオマネキなど）。なお、特別保護地区や特別地域に指定されている区域内の河川にカニやウナギなどを捕まえるワナを常時設置することは、規制対象になりますのでご注意ください。

Q.6 車で走っていたところ、道路上にアマミノクロウサギ（その他、ケナガネズミなど）の死体を発見しました。どうすればよいでしょうか？

A ⇒ もしアマミノクロウサギだけが死体を発見した場合は、奄美野生生物保護センター（0997-55-8620）まで速やかにお知らせください。

◎意見交換会を開催！

